

滋賀県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

新	旧
第1～第2 省略	第1～第2 省略
第3 建設業者に対する監督処分の基準	第3 建設業者に対する監督処分の基準
1 基本的考え方	1 基本的考え方
(1) 省略	(1) 省略
(2) (1) 以外の不正行為等があった場合  建設業法の規定（第19条の3 <u>第1項</u> 、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5ならびに第24条の6第3項および第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項および第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項もしくは第3項の規定または履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項もしくは第2項もしくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき  指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、 <u>第19条の3第2項、第19条の5第1項及び第2項、第20条第2項から第4項まで及び第6項、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</u>	(2) (1) 以外の不正行為等があった場合  ① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、 <u>第19条の5</u> 、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5ならびに第24条の6第3項および第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項および第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項もしくは第3項の規定または履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項もしくは第2項もしくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき  指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。  ② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき
(削除)	

	<p><u>注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④ 独占禁止法に基づく排除措置命令または課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の<u>4第7項</u>に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>⑤ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。</p>
--	---

<p>なお、法人に係る他法令違反については、役員等もしくは政令で定める使用人または法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。</p> <p>① 省略</p> <p>② 建設工事の施工等に関する法令違反</p> <p>ア 建築基準法違反等</p> <p>a 役員等または政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>c 建築基準法の違反が建設資材に起因するのであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。</p> <p>イ 労働基準法違反等</p> <p>役員等または政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>ウ 宅地造成および特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法</p>	<p>なお、法人に係る他法令違反については、役員等もしくは政令で定める使用人または法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。</p> <p>① 省略</p> <p>② 建設工事の施工等に関する法令違反</p> <p>ア 建築基準法違反等</p> <p>a 役員等または政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>c 建築基準法の違反が建設資材に起因するのであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。</p> <p>イ 労働基準法違反等</p> <p>役員等または政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>ウ 宅地造成および特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法</p>
---	---



<p>また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>③ 信用失墜行為等</p> <p>ア 法人税法、消費税法等の税法違反</p> <p>役員等または政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等</p> <p>役員等または政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反</p> <p>役員等または政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>③ 信用失墜行為等</p> <p>ア 法人税法、消費税法等の税法違反</p> <p>役員等または政令で定める使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等</p> <p>役員等または政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反</p> <p>ア 役員等または政令で定める使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>イ <u>健康保険、厚生年金保険または雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法または雇用</u></p>
---	---

	<p><u>保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。</u></p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p>第4 無許可業者に対する監督処分の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 省略</li> <li>2 具体的基準           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) 契約締結の過程に関する法令違反               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 刑法違反（詐欺罪）                   <p>ア 代表権のある役員（建設業を営む者が個人である場合においては、その者。以下同じ。）が<u>1年以上の拘禁刑</u>に処せられ、かつ、情状が重い場合は、最長1年間の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>イ その他の場合においては、原則として30日以上の営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のある役員が刑に処せられたときは90日以上、代表権のない役員または政令で定める使用人が刑に処せられたときは60日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</p> </li> <li>② 特定商取引に関する法律違反</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
	<p>(5)～(8) 省略</p> <p>第4 無許可業者に対する監督処分の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 省略</li> <li>2 具体的基準           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) 契約締結の過程に関する法令違反               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 刑法違反（詐欺罪）                   <p>ア 代表権のある役員（建設業を営む者が個人である場合においては、その者。以下同じ。）が<u>懲役1年以上の刑</u>に処せられ、かつ、情状が重い場合は、最長1年間の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>イ その他の場合においては、原則として30日以上の営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のある役員が刑に処せられたときは90日以上、代表権のない役員または政令で定める使用人が刑に処せられたときは60日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</p> </li> <li>② 特定商取引に関する法律違反</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

<p>ア 役員または政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>イ 特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）または第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合は、原則として指示処分を行うこととする。</p> <p>また、同法第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）または第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第5 省略</p> <p>第6 施行期日等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この基準は、令和8年2月3日から施行する。</li> <li>2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。</li> </ol>	<p>ア 役員または政令で定める使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>イ 特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）または第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合は、原則として指示処分を行うこととする。</p> <p>また、同法第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）または第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第5 省略</p> <p>第6 施行期日等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この基準は、令和5年5月26日から施行する。</li> <li>2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。</li> </ol>
---	--

別表 省略

別表 省略